

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

平成27年（2015年）2月6日（金）午前10時から午前11時まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(委員)・藤田 弘道 委員
・大川 清見 委員
・井川 文夫 委員
・高橋 守 委員

・鶴田 廣巳 委員
・友田 光子 委員
・児島 伸幸 委員

(市理事者)・太田 副市長
・五 寶 市民生活部次長
・山本 市民生活部総括参事（資産税課長事務取扱）
・橋本 市民生活部総括参事（納税課長事務取扱）
・上村 税制課長
・倉本 税務室参事（資産税課）
・江原 税務室参事（納税課）
・田毎 資産税課主幹
・田中 市民税課主幹
・森田 納税課長代理

・木野内 市民生活部長
・野口 税務室長
・馬場 市民税課長
・當 税務室参事（納税課）
・中井 税務室参事（納税課）
・葉山 資産税課主幹
・真鍋 市民税課主幹

(事務局)・中西 税制課主査
・古屋 税制課主任

4 傍聴者

0名

5 配付物

(1) 吹田市市税審議会会議次第（当日配付）

(2) 市税審議会資料（事前送付）

(ア) 吹田市市税審議会規則（1ページ）

(イ) 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて（2ページ）

(ウ) 平成27年度地方税制改正の概要（3ページ4ページ）

(エ) 平成27年度地方税制改正（案）について（5ページ～9ページ）

6 会議内容（発言要旨）

（1）議事1 平成27年度地方税制改正（案）について

理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

（委員）まず、ふるさと納税の特別控除は吹田市の場合、どの程度の影響があるのか。次に、法人市民税の税率が引き下げられることで、吹田市の税収にどのくらい影響があるのか。また、税収が下がった分の財源はどのように確保する考えか。

最後に、わがまち特例において、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅を導入する趣旨、背景をお聞きしたい。

（理事者）ふるさと納税の吹田市への影響額は、平成26年度控除額で、市民税控除額が約2,000万円、府民税控除額が約1,300万円、対象人数918名である。吹田市への寄附は、平成26年1月1日から12月31日までに13件、金額にして138万1,493円である。

（委員）ふるさと納税は他市町村と比較して多いのか。

（理事者）近隣市の状況について、具体的にはわからない。ただ、ふるさと納税のお礼の品物が豪華な自治体は何億円もの寄附があると聞く。今年1月7日に国から、ふるさと納税ワンストップ特例導入についてと合わせて、ふるさと納税に対する華美な品物は控えるようにと通達があった。吹田市の場合、ふるさと納税の趣旨に沿っているため、13件というのは本来の数字かと思う。

（委員）控除額の上限が住民税所得割額の1割から2割になる影響額は、単純に倍になるということか。それとも、また違うのか。

（理事者）控除額が倍になったからといって、単純に影響が倍になるわけではないが、試算はできていない。

（理事者）ふるさと納税は、戦略的に考えると、地元の特産品の販売、知名度を上げるという効果がある。華美な品物にしても十分に地元還元されるとして、地方の戦略として取り組んでいる自治体がある。税収の何割かはふるさと納税で賄っているという自治体も出てきている。

吹田市の歳入確保の戦略として、ガンバのスタジアムに寄附をしておうというのがある。控除額が2割になることや手続きの簡素化が、市民にもっと寄附をしようと思ってもらえるインパクトになればと思っている。ふるさと納税は、都市部の市町村は不利益になるので、今後税収確保

を考えなければいけない。

(委員) 市民がガンバに寄附した場合、市府民税の控除があるのか。

(理事者) 控除はある。市民税としては寄附金控除で把握している。税収は減るがガンバスタジアム完成後、吹田市に寄附されれば吹田市としてはプラスとなる。本来、税金で建てるものを寄附金で建てるわけだから、税収効果は大きいと捉えている。他とは違う特殊な事情がある。

(理事者) 法人税の税率引き下げによる法人市民税の影響額は、直近の平成26年度の数字を使って試算すると、約2億7,800万円の減収になると思われる。対象が平成27年4月1日以降開始の事業年度からとなるので、平成28年度から減収になると試算している。この減額による国からの補填については、吹田市の税収自体が大きく減るので、地方交付税が増額となるのではないかと。

(委員) 法人税改革について説明いただきたい。こちらは課税の拡大となっているが、法人市民税と関連があるのか。

(理事者) 法人税改革の中に書いてある法人事業税とは府税であり市税には直接の影響はない。ただ、法人事業税と合わせて法人市民税にも改革があった。法人市民税均等割の税率は資本金等の額によって段階があるが、今までは自社株を買付した場合、必要経費として差し引くことができたが、今回の見直しで含められなくなった。ただ、非常にケースとしては稀なので、影響額は大きくない。

(理事者) サービス付き高齢者向け賃貸住宅に対しては、これまでも「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づくもののうち平成27年3月31日までに国又は地方公共団体の補助を受けて建設された住宅は、最初の5年度分の固定資産税額を3分の2減額する特例措置がある。バリアフリー構造などの建物のハードに関する基準や安否確認や生活相談などのサービスに関する基準、高齢者の居住の安定が図られた規約があるかといった登録基準を満たす住宅が都道府県に認定される。サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、地域の実情に即して判断し、普及させていく必要があるという観点から、今回わがまち特例導入に至ったと思われる。

(委員) サービス付き高齢者向け賃貸住宅について、吹田市でニーズは高まっているのか。

(理事者) 吹田市においての特例適用実績は4件。これから建設されてくことになるのかと思われる。

(委員) 4件というのはいつからいつまでの間か。

(理事者) 平成23年10月20日以降の建築が対象であり、4件とは平成24年から平成25年の間において建設されたもの。

(委員) 先ほど、法人市民税が推計で約2億7,800万円の減収になると聞いたが、税収が大きく減る背景というのは何か。

(理事者) 現安倍政権が海外に対抗できる日本企業づくりと海外からの企業を呼び込むなどして日本の経済を上げていこうとしていることにある。東南アジアや世界的にも法人の税率を引き下げる傾向の中、日本は実効税率35~36%でまだ高い。税率を引き下げて国際競争力をつけていくという政策がある。法人の税率を引き下げる一方、消費税の引き上げや車体課税の見直しなど、全体の動きの中で、法人税が下がった分を補填する。税全体の大きな仕組みの中で上げ下げを解消していく。

(委員) 法人税は下がるが、消費税のアップなどでつり合いを取るという認識でよいのか。適用される事業年度というのは、新しく事業を開始するということか。

(理事者) 法人の課税は、会社の会計を始めて1年間の決算でプラスならば法人税を払い、マイナスならば法人税は払わなくていいというルールがある。決算が終わってから2か月後に確定の申告をしてもらうので、基本的には、平成27年4月1日に1年の会計を始める会社については、平成28年度から対象になる。会社によっては予定納税により前年度課税額の2分の1を先払いする場合もあるので、影響してくることはあるが、数としては多くない。直接の影響が出てくるのは、平成28年度からである。

(委員) 納税猶予の見直しを詳しく教えてほしい。

(理事者) 従来から猶予の制度はある。現行は職権で適用しているが、国税において平成27年4月から制度の在り方を変え、申請に基づく制度になる。それに伴い地方税でも申請に基づく制度になる。詳細については、まだわからない。制度としては、職権の制度から申請の制度に変更になる。

(委員) 職権というのは差押えか。

(理事者) 差押えとは違う。換価猶予というのは、差押えした財産について、即時に公売、つまり換価してしまうより、猶予したほうが徴収上、有利であるとか、即時に換価することによって、事業の継続や生活を脅かす場合には猶予してもよいという規定がある。それを今までは市が判断して猶予していたが、今後は納税者の申請に基づいて猶予することになる。

(委員) 申請に基づくというのは、何を換価するかも納税者が決めるのか。

(理事者) 自治体が差し押さえた財産を換価するにあたって、どうするのかになると思われる。

(委員) 地方たばこ税の見直しについて、吹田市の歳入は増えるのか。

(理事者) 市たばこ税については、たばこの売渡し本数に対して税金をかけるが、売渡し本数がかかり減少している。ただし、旧3級品については売渡し本数が増加している。平成25年度は全体の合計本数に対して、旧3級品の割合が3.29%。この率から試算すると、平成28年度は、約1,100万円の増収、平成31年度は約7,100万円の増収を見込んでいる。

(2) 議事2 その他について

(理事者) 市税審議会の開催については、税制改正の説明や市税の収入状況の報告といった年2回の定例的な会議と、諮問のある時の臨時的な会議を開催してきたが、平成27年度からは、諮問に対し答申してもらうという市税審議会の基本の姿に立ち戻り、定例的な会議は開催しない方向にさせていただきたい。ただ、任期の関係もあり、委員就任後には、会長・副会長を互選する必要があるため、委員の方々の顔合わせ、職員紹介も含めて委嘱後に第一回目の会議を開催し、その後は定例的な会議は開催せずに、諮問事項のある場合に開催させていただきたい。なお、従前より説明、報告している税制改正の内容や市税の収入状況については、必要な各種の資料を送付する予定である。

(会長) つまり本日のような会議は、来年度からは開催されないということになるが、何かご意見はあるか。

(委員) 今日は説明のみで諮問はないので、賛成や反対はないが、吹田市の税収がどのようになっていくかを知る大きな窓口となる会議なので、諮問のときだけになるよりは、開いてもらうほうがわかりやすい。

(理事者) 資料送付後に質問などがあれば、税務室で適宜対応する。追加で資料がほしいということであれば、各委員に追加送付する。

(会 長) 各委員から出た個別の質問にも、全委員に対応するということか。

(理事者) その予定である。

(会 長) 資料だけではなかなか難しい部分もあるが、窓口はいつでも開いていて、対応するというので、皆さんよろしいか。諮問に対して答申することは変わらないので、積極的に意見していきたい。

(委 員) わがまち特例の導入や延長は、次回に審議するということだが、他に審議することは何があるのか。

(理事者) もう一点は、猶予制度に関してが諮問事項になるかと思う。大阪府全体や他市町村との調整があるので、必ず8月7日に諮問できるかは未定。8月7日は会長、副会長の互選のみの会議とし、日を改めて諮問会議の開催となるかもしれない。吹田市として、今回の改正の中身がまだ読み切れていないので、場合によっては開催日時を変更させていただく可能性がある。